

四條畷市農業委員会議事録

開催 令和7年8月7日

四條畷市農業委員会議事録

令和7年8月7日(木)午後1時30分

四條畷市役所 本館3階 委員会室にて開催

1 本日の出席委員

議長代理 土井 一憲
委員 西川 一也、北田 澄子、岡嶋 祐之、久門 廣美、林 秀一、
村上 治、小林 克重、西尾 秀文、片下 周司、田中 邦明

2 本日の欠席委員

中西 久雄、丸石 正、南野 靖博

3 本日の事務局職員

事務局長代理 森 大和
事務局主任 奥 大輔
事務局主査 衣笠 航平

4 本日の議案

日程第1〔議案第79号〕 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出処理
報告の件

5 本日の資料 現地写真

事務局長代理 午後1時30分開会を宣言。
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。
本日は、中西会長、丸石会長代理、南野委員が欠席されています。
四條畷市農業委員会規則第7条により、総会の議長は会長が務めること
となっておりますが、本日は会長及び会長代理が出席されていないため、
臨時に議長を選出していただく必要がございます。
まず、臨時議長の選出方法ですが、四條畷市農業委員会規則第2条の
会長及び会長代理の選出規定に倣い、出席委員の互選によりお願いし
たいと存じますがよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

事務局長代理 ご異議ございませんでしたので、互選により、臨時議長を選出いたします。
それでは、臨時議長をご推薦いただける方はいらっしゃいますでしょうか。

小林委員 土井委員がいいのではないのでしょうか。

事務局長代理 ただいま、小林委員から土井委員を臨時議長にとの推薦がございましたが、
ご異議ございませんでしょうか。

全委員 異議なし。

事務局長代理 ご異議ございませんでしたので、本日は土井委員に臨時議長をお願いし
たいと存じます。それでは、土井委員よろしく願いいたします。

臨時議長

それでは、本日は臨時で議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の案件は3つとなっておりますので、これからご協議頂きますよう、最後までよろしくお願い致します。議事録署名者は、北田澄子委員と岡嶋祐之委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

それでは議案に基づきまして協議にはいたいと思いますので、円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしくお願い致します。

(四條畷市農業委員会規則第9条の規定により会議成立)

日程第1

議案第79号

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出処理報告の件

臨時議長
事務局長代理
事務局主査

議案第79号につきまして、事務局より説明をお願いします。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
農地法第4条の届出とは所有者自らが、田や畑を宅地や雑種地などに転用するときに必要な届出になり、この届出を行わないと、登記簿の地目を変更することができません。
調整区域では大阪府の許可が必要になりますが、今回は市街化区域のため、許可ではなく、農業委員会への届出になります。
番号1の場所については、位置図No1をご覧ください。
大字岡山一丁目279-8は暇生会脳神経外科病院の北東付近です。
現況は、スクリーンのとおりで、転用目的は共同住宅の建築となっております。
なお、地区農業委員の林委員ともご相談のうえ、現地調査を不要としましたので、4条の届出を受理いたしました。
事務局からの説明は以上でございます。

臨時議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

林委員

この農地は、相続により子どもが受けましたが、農業を続けるのが難しく、共同住宅を建築することとなった。周辺も住宅の建築が進んでいる場所となります。

臨時議長
全委員
臨時議長

他にはございませんか。

なし。

ないようですので、この件については委員会決定と致します。

日程第2

議案第80号

相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書 交付報告の件

臨時議長
事務局長代理
事務局主査

議案第80号につきまして、事務局より説明をお願いします。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
この証明書は相続税の納税猶予を受けておられる田・畑の所有者が3年に1回税務署に提出する書類であり、引き続き相続税の納税猶予を受けるために農業経営を行っているかを確認し、証明するものです。
番号1の場所については、位置図No2、3、4をご覧ください。
菟屋本町193は市民活動センターの北側付近、菟屋新町311-1他3筆は本泉寺の北側付近、美田町90-32他2筆は四條暇消防署の南側付近でございます。
現況は、スクリーンのとおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。
事務局からの説明は、以上でございます。

臨時議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員

なし。

臨時議長

ないようですので、この件については委員会報告と致します。

日程第3

議案第81号

非農地判断の件

臨時議長
事務局長代理
事務局主査

議案第81号につきまして、事務局より説明をお願いします。

議案朗読。詳細については担当より説明します。

それでは、ご説明いたします。

非農地判断とは、農地の現地調査において、農地の現状や周囲の状況から農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか判断し、非農地となった場合、農地台帳から除外し、登記地目等も変更することができます。判断手続きについては、農地法の運用通知に定められており、農業委員3名による現地調査において、①その土地が森林の様相を呈しているなど農地の復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合 又は②その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合 農業委員会として非農地と判断するものです。

番号1の場所については、位置図No5をご覧ください。

大字下田原2082-2他2筆は、大阪特殊自動車学校の東側付近で、現況は、スクリーンのとおりです。

8月5日(火)午前10時から片下委員、西尾委員、小林委員と現地立会調査を行い、土地が森林の様相を呈しており、農地へ復元することが著しく困難であり、また周辺地域も森林の様相を呈していることから、農地として継続利用が難しいと考えられます。

事務局からの説明は、以上でございます。

臨時議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか

林委員
事務局主査

ここはずっと耕作放棄地となっていたのか。いつ頃か。

いつ頃かについては、わかりかねます。事務局としても、航空写真にて追えるだけ追いましたが、一番古いときから、放棄地となっております。

林委員
事務局主査

これは横の農地は耕作しているのか

近くでは、耕作している農地もあります。しかし、この農地周辺につきましては、登記簿上、森林に変更しております。登記簿上森林となっている農地以外につきましては、国道163号線の土地収用の絡みとなっております。所有者が国土交通省に変更してあります。スクリーン上、木が見える場所につきましては、今回の当該地以外はすべて、森林もしくは道路となっている状況です。

林委員

これ、所有者の記載はないが、それはなぜか。所有者はわかっていないのか。

事務局主査

所有者につきましては、把握はしております。非農地判断につきましては、所有者等から申請があり、判断を行うものではなく、農業委員として行う農地パトロールによって把握したものを農地から除外するために判断をします。また農地の数も複数になるケースもあることから、所有者については、記載を行っておりません。

林委員

その場合、所有者が非農地判断を認めない等なった場合はどうするのか。今回の件について、申請者に対して何か案内等行うのか。

事務局主査

この議案につきましては、委員会の決定をいただきましたら、事務局から所有者に対して、連絡をさせていただきます。

林委員
事務局主査
林委員
久門委員
事務局主査
久門委員
林委員
事務局主査
土井委員
事務局主査
林委員
村上委員
事務局主査
林委員
事務局主査
臨時議長
全委員

こういう非農地判断というのは、市が率先して行っていくものなのか、所有者から農地を続けることができないからという申し入れがあって、委員会に諮るのかケースとしてはどちらが多いのか。

非農地判断の流れとしては大きく2つのパターンに分けられます。一つ目は農業委員が農地パトロールなどによって、農地としての継続が難しいと考えられる農地について、非農地判断を行い、法務局に対して報告を行う流れです。もう一つの方法は、所有者が法務局に地目変更の申請に行きます。その際、法務局から農業委員会に対して、非農地として判断しているかどうかの照会がございます。照会がきた場合、定例総会に議案として諮らせていただき、結果を農業委員会として法務局に対して回答するという流れです。そのため、先ほどご発言のあった所有者から市に対して申請を行うというパターンは基本的にはあまりないものとなります。

逢阪地区とかは、これからこの判断を行うケースが増えてくるのではないのか。

非農地判断をした場合、税金はどうなるのか。

税金がどうなるかにつきましては、詳細は税務署や税務課に確認してみないとわかりません。

税金は高くなるのではないのか。

森林になるのであれば安くなるのではないのか。

一般的なお話をさせていただきますと、地目が農地から雑種地へ変わった場合は税金が高くなるケースが多いかと思えます。森林に変更する場合は、林委員のご発言のように安くなるか、大きくは変わらないケースが多いかと思えます。具体的などころにつきましては、税務課や税務署に確認をいただきたいと思えます。

森林に変更することはできないのではないのか。周りが山というわけではない。雑種地になれば、税金は上がるのではないのか。

森林にできるかどうかの点につきましては、森林法の考えでいきますと、現況でその場所に木が生えているかどうかという判断の方法がございます。

場所によっては、その場所が森林の裾という判断となり、森林に地目変更するケースもあるのではないのか。

今回の場合は、地目何に変更するのか。

地目を何に変更するかについては、法務局の判断となるため、一概には申し上げられませんが、周辺の土地が森林として登記されていることから、森林となるケースが高いのかなと思えます。あくまで、地目変更をするにあたり、農地から外れるという判断であり、実際に地目を何に変更するかは、所有者や申請者が実際に登記の申請を行う際に判断することになるかと思えます。

地目変更は地主が行う話なので、どうなるかわかりませんが、農業委員会としては、この農地は農地として継続して管理していくことは困難であるという判断をするということですね。法務局から照会などきたら、農地ではないですという回答を行うということですね。

ご発言のとおりでございます。補足ですが、現在、この非農地判断は、適切かつ積極的に行うよう、国からも通知がきております。遊休農地を有効に活用していくという趣旨が大きく、非農地判断をすれば、農地台帳から外れ、農地法の適用外となり、自由度が広がります。非農地判断をしない場合は、農地としてしっかりと管理する必要があり、農業委員に対し今まで以上に管理・指導が求められる可能性はあるかもしれません。

他にはもうございませんか。

なし。

臨時議長

ないようですので、この件については委員会決定と致します。

以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会
はこれをもって閉会とします。

午後2時00分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 (議長) 会長

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 書記